

令和6年度	第 号	設 計 書 仕 様 書	伊賀南部環境衛生組合			
件 名	伊賀南部環境衛生組合 温浴施設自動券売機賃貸借					
場 所	伊賀市奥鹿野1990番地地内					
金 額	設計額(月額)	円/月	(内消費税	円/月)		
	支払予定総額 (令和6年度~11年度支払予定額)	円	(内消費税	円)		
賃 貸 借 期 間	着 手 契 約 日					
	完 成 令 和 1 1 年 3 月 3 1 日	日 間	設 計		検 算	
概 要					施 行 理 由	
伊賀南部環境クリーンセンターの温浴施設利用客が入場する際に購入する入浴券を発券する券売機の賃貸借 券売機リース 1式 保守対応 1式						

伊賀南部環境衛生組合 温浴施設自動券売機貸借

明細書

区分	名 称	形状寸法(規格)	清算数量	単位	単 価	清算金額	単価表 代価表 番号	摘 要
			当初数量			当初金額		
	自動券売機貸借料 総額 (令和6年度から令和11年度)		60	月				設置・保守を含む
	消費税相当額		60	月				10%
	計		60	月				

【 伊賀南部環境衛生組合 】

## 伊賀南部環境衛生組合 温浴施設自動券売機貸借 仕様書

1. 内 容 自動券売機貸借
2. 設置場所 伊賀南部クリーンセンター 2F (伊賀市奥鹿野1990番地)
3. 設置台数 1台
4. 賃貸借期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(60か月)
5. 仕 様
  - (1) 参考品番 BT-L350型 (NECマグナスコミュニケーションズ株式会社製)
  - (2) 仕様電源 AC100V±10% 50/60HZ
  - (3) 外形寸法 W:700mm以下  
D:400mm以下  
H:1,600mm以下  
※突起物は除く。別途、外形図及び保守エリア参考図参照
  - (4) 重量 約80kg
  - (5) 定格消費電力 31w以下/30w以下 (50Hz/60Hz)
  - (6) 口座数 最大64口座
  - (7) 操作部 購入部:ボタン式  
現金投入口:券売機上部または中央にあること  
発券取り出し口、釣銭取り出し口:券売機中央にあること
  - (8) 使用貨幣/収納枚数  
紙幣:千円札/350枚以上(混合収納)  
硬貨:500円/350枚以上、100円/1,000枚以上、  
50円/650枚以上、10円/1,000枚以上
  - (9) 集計機能 メニュー/口座/グループ/集計印字形式を指定  
日計、累計、入出金情報、グループ集計、時間帯別集計など
  - (10) 発券仕様  
用紙:自動切替機能  
印字内容:価格、発行者名、発券時刻、発券日時、発券番号、その他設定文字  
券寸法:(幅)57.5mm/(長さ)30、45、60、90、120mm
  - (11) その他
    - ・券売機は未使用品(新品・中古品は不可)とし、導入日より1年間の保証期間を有すること。
    - ・参考品以外であっても、同等品以上は可とする。ただし、入札参加申請書の提出前に別紙「納入予定品届出書」を伊賀南部環境衛生組合総務室まで持参又は FAX (0595-53-1125) にて提出し、仕様書の条件を満たすものとして承認を得ること。なお、承認を受けた届出書の写しを入札参加申請書に添付すること。

・ボタンレイアウト及び券印字内容等、カスタマイズに関しては発注者と協議し決定すること。

## 6. 納入期限及び納入日

納入期限は令和6年3月31日までとし、納入日は発注者と協議の上、決定すること。

## 7. 付帯作業

(1) 機器納入、据付、初期設定及び調整、動作確認、印字面及び売上記録等設定作業、据付方法については、発注者と協議を行い決定すること。

(2) 職員への操作説明（機器納入時）

## 8. 保守

(1) 対応時間：原則9：00～17：30（土、日曜日、祝日を除く）

ただし、緊急時に応対できるよう連絡先や体制等を講じること。

(2) 故障対応：故障の連絡があった場合は、やむを得ない場合を除き、原則、当日または翌日までに修繕等の対応すること。また、復旧に時間を要する場合は、発注者と協議の上、受注者の負担により代替機を設置するなどの対応措置を行うこと。ただし、天災その他の不可抗力または発注者側の故意もしくは過失による場合を除く。

(3) 操作説明：発注者が機器の操作方法について問い合わせた場合は、電話等により機器の操作説明を行うこと。

## 9. 支払方法 毎月払い（前月分の賃貸借料の請求書受領後、30日以内に支払う）

## 10. 期間満了後の措置

リース期間満了後、再リースを希望しない場合は直ちに受注者に返還し、これに係る費用についてもリース料に含むものとする。なお、リース期間満了後、引き続き再リースを希望する場合は、リース条件を協議の上、再リースすることができることとする。

## 11. 長期継続契約

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、伊賀南部環境衛生組合は、この契約を変更又は解除できる。

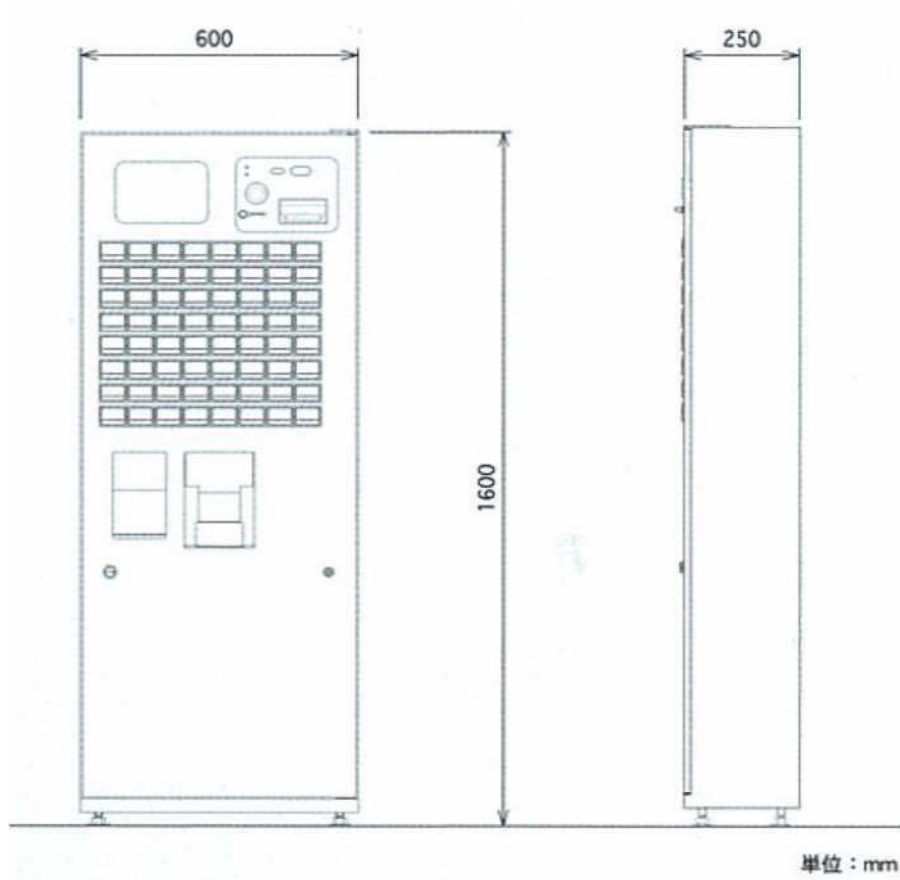
## 12. その他

(1) 納品・検品後であっても、機器等に欠陥が認められた場合には、受注者の責任において無償で交換すること。

(2) 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

(3) 契約期間中に新貨幣が発行された場合は、新貨幣に対応するよう措置を講じること。対応に係る、費用については別途協議の上、決定するものとする。

■外形図 (BT-L350型)



■保守エリア参考図 (BT-L350型)

